#### 措置協力金・要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等(以下「対象施設」という。)を運営し ている企業・団体、個人事業主ですか?



## はい

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可 等を取得していますか?

いいえ



# はい

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推 進宣言事業所ステッカー」の交付を受けています か?または、業種別ガイドライン等に基づき感染防 止に取り組んでいますか?

いいえ

1

いえ



# はい

要請日(令和3年1月13日)以前から営業してい ましたか?

いいえ



## はい

対象施設を、要請日(1月13日※)以前は、20 時~翌朝5時までの時間帯に営業していましたか? (※12/21~1/11、1/12~1/13の時短要請に応じた 方はその期間以前)

いいえ



#### はい

時短営業の協力開始日から令和3年2月7日ま で、定休日等の店休日を除き、連続して、京都府の要請に応じ営業時間を5時~20時までの 時間帯に短縮(酒類の提供は19時まで)又は 休業しましたか?

いいえ

はい

### 協力金の申請が可能

協力金の対象外 (申請できません)

申請内容(添付書類を含む)を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

要件確認の簡易版ですので、申請の際は必ず「支給要項」をご確認ください。